

令和5年（行ケ）第5号

地方自治法245条の8第3項の規定に基づく埋立地用途変更・設計概要変更承認命令請求事件

原告 国土交通大臣 齊藤鉄夫

被告 沖縄県知事 玉城康裕

弁 論 要 旨

令和5年10月30日

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

被告訴訟代理人弁護士 加 藤 裕

辺野古新基地建設のための埋立変更承認申請について承認処分を命ずることを求める原告の請求は、その3つの要件である①法令違反等、②他の方法による是正困難であること、③著しい公益侵害が明らかであること、のいずれも充足してなく、請求は棄却されるべきである。

第1 法令違反等が明らかにされていないこと

1 原告は、被告が本件の変更承認処分をしないことが、埋立法の各規定に違反する法令違反があると主張するが、その根拠として是正の指示が適法と判断した先の最高裁判決（本件最高裁判決）を示すのみである。

ところが、その最高裁判決は、被告が承認処分をしないことが本件裁決の行政不服審査法上の拘束力に違反すると述べただけであって、埋立法の法令違反は何ら示してなく、承認要件への充足性について判断していない。原告が提訴している代執行制度は、都道府県知事に法定受託事務の法令違反があったときになされるものであって、現に原告は埋立法の各規定に違反しているとして本訴を提起しているのだから、本訴において要件充足性を主張立証しなければならない。これを何らなさずに単に是正の指示を適法を認めた最高裁判決を理由にするだけというのは、自らの主張立証責任を放棄するもので、請求自体失当である。

2 原告は、被告が是正の指示に従わないこと自体が「各大臣の処分に違反する」とか「法定受託事務の管理若しくは執行を怠る」とも主張している。しかし、地方自治法の構造上、「是正の指示」は、都道府県知事が法定受託事務の処理に関する是正や改善の手段として創設されている制度であって、是正の指示に応じないこと自体が法定受託事務に対する国の関与権限発動の法的根拠になるのではなく、是正の指示の理由となった元の法定受託事務の処理自体が国による関与の根拠となるものである。したがって、是正の指示に従わないということを理由として代執行手続を進めることは予定されていない。

第2 他の方法による是正が困難でないこと

1 単に形式的に法治主義をいうのであれば、法令違反等があるにもかかわらず

都道府県知事がこれを是正しないのであれば、そのみで国がその是正のための代執行をなしうるという制度が構築されてもおかしくない。それにもかかわらず、地方自治法は法定受託事務の国による代執行を可能とするために、さらに、他の方法によって「その是正を図ることが困難で」あること、「それを放置することにより著しく公益を害することが明らかである」ことという厳格な要件を加重している。これは、国と地方公共団体が対等・協力の関係にあり、憲法上の地方自治権が保障されなければならないことに基づき、国による強権的な関与が重大な地方自治への侵害になることに配慮して、その行使は謙抑的になさなければならないことを示している。したがって、これらの要件適合性自体も、地方自治の本旨に基づき、その侵害を避けるべく極めて慎重に判断されなければならない。

2 この観点から他の方法の困難性にかかる要件についてみると、原告は、すでに地方自治法上の国の関与制度である是正の指示などの手続を講じているからこの要件は充足されているという。

しかし、法文上他の「方法」はそのように限定されているわけでもなく、これが地方自治の尊重を基点としている要件であることから、国と地方公共団体の間でとりうるあらゆる方策が対象になるというべきである。そして、本件においては、何よりも国が沖縄県との対話による解決の努力をなしていないということに尽き、それにもかかわらず代執行手続をなすことは許されない。本件は私企業の事業ではなく安全保障を巡る巨大な公共事業である。このような事業が地域に与える影響は甚大なものがあり、およそかかる事業は地域の了解を得て、互いに協力しながら進められるのであって、そうでなければ実現するはずがない。辺野古新基地建設については、国は「丁寧に説明する」と言いながらその実は「辺野古唯一」を繰り返すのみである。このような手法で本件のような事業が完遂できるはずがない。翁長知事が本件承認処分を取り消したとき、国地方係争処理委員会は、翁長知事の対応の適法性を敢えて判断せず、何よりも協議が必要であると結論づけた。これは、今となっては、国と地方公共団体の関係を見据えた慧眼とも言える判断といえよう。

第3 著しく公益を侵害していることが明らかといえないこと

原告は、この要件でいう「公益」とは、当該法定受託事務である承認処分をしないことによって生じる「侵害の程度」が検討されるべきであるとし、辺野古新基地建設の必要性のみが公益であるかのように主張する。

しかし、公益侵害要件は、法令違反等の要件と敢えて別異に定立されている要件であり、国と地方公共団体の関係を律する制度の適用にあたって考慮すべき「公益」である以上、法定受託事務の管理執行に応じないことの住民自治、団体自治の観点からの公益が考慮されなければならないのは当然である。

その公益は、知事本人が述べたとおり、沖縄の人々の民意、地域の公共的利害である。なぜ被告がこの訴訟で争わなければならないのか。それは、沖縄がアジア太平洋戦争で捨て石として見捨てられ、戦後も日本の安全保障の防波堤として施政権を切り離されて米軍によって県土を蹂躪され、さらに日本復帰後もその踏みつけられてきた被害の回復がなされていないことに対する沖縄県民の怒り、権利の回復を求める声があるからである。原告は、被告が国に従わないことを「異常な事務遂行」と非難している。しかし、異常なのは、権利の回復を求める県民が嫌だと声を上げているのに、辺野古新基地こそが県民の負担軽減だと言ってその建設を強行する国の姿勢である。これにあらがうことが、「著しい公益侵害」などとは断じて言えない。

第4 おわりに

これまで沖縄県は、辺野古新基地建設の過程において、憲法で保障されているはずの地方自治を踏みにじられてきた。それに加えてさらに代執行権限を国に与えることは、地方自治を紙切れ同然にしてしまうであろう。裁判所は、憲法の番人として、地方自治の蹂躪に対して果敢に立ち向かう審理と判決をしていただきたい。